

関市赤十字奉仕団規約

(名称)

第1条 本団は、関市赤十字奉仕団と称する。

(事務所)

第2条 本団は、事務所を日赤関市地区事務所（社会福祉協議会）内に置く。

(分団)

第3条 本団に次の分団を置く。

安桜分団	旭ヶ丘分団	桜ヶ丘分団	瀬尻分団
広見分団	倉知分団	富岡分団	西部分団
田原分団	下有知分団	富野分団	洞戸分団
板取分団	武芸川分団	武儀分団	上之保分団

(奉仕活動)

第4条 本団は、日本赤十字社奉仕団規則にのっとり、次に掲げる奉仕活動に従事する。

- (1) 災害時における救急救助、復旧、罹災者の更生援護等に関する労力その他の奉仕。
- (2) 疾病の予防その他保健衛生などに関する各種事業への奉仕。
- (3) 社会福祉施設及び救護を要する者への奉仕。
- (4) 社会公共のために必要な労力とその他奉仕。
- (5) その他赤十字の理想を達成するために必要な奉仕。

(組織)

第5条 本団は、奉仕活動に深い理解を有する社員及び篤志者（以下「団員」という。）をもって組織する。

(役員)

第6条 本団に次の役員を置く。

委員長	1人
副委員長	2人
書記	2人
会計	2人
監査	2人

(役員の仕事)

第7条 委員長は、本団を代表し、その業務を総理する。

2. 副委員長は、委員長をたすけ、委員長に事故あるときは、委員長の指名する副委員長が、

その職務を代行する。

3. 委員は、本団の運営に参画し、その業務の遂行にあたる。

(役員を選出)

第8条 本団の委員長及び副委員長は、委員のうちから選出されたものにつき、地区長の内申に基づいて、支部長が委嘱する。

2. 委員は、各分団のうちから選出された者につき、地区長が委嘱する。

(役員名簿)

第9条 本団に、前条の役員名簿を作成し、保存する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。

2. 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の設置)

第11条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 奉仕活動の基本的な計画を樹立する。
- (2) 奉仕活動に必要な事項の調査及び研究をなすこと。
- (3) 収支予算及び決算について審議すること。
- (4) 団員の除籍について審議すること。
- (5) 大会、講習会その他の催事を実施すること。
- (6) その他奉仕団の運営に関する事項について審議すること。

(顧問)

第12条 本団に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、委員会の推薦に基づき、地区長が委嘱する。
3. 顧問は、委員長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

(分団役員)

第13条 分団に次の役員を置く。

分団長 1人
副分団長 1人
分団委員 若干名

(分団役員職務)

第14条 分団長は、当該分団の業務を掌理する。

2. 副分団長は、分団長をたすけ、分団長に事故あるときは、分団長の指名する副分団長が、

その職務を代行する。

3. 分団委員は、当該分団の運営に参画し、その業務の執行にあたる。

(分団委員の選出)

第15条 分団長及び副分団長は、分団委員のうちから選出された者につき、委員長が委嘱する。

2. 分団委員は、当該分団に属する団員のうちから選出する。

(分団役員の任期)

第16条 分団役員の任期は2年とする。

2. 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(分団役員名簿)

第17条 分団において、第13条の分団役員名簿を作成し、保存する。

(班)

第18条 本団の奉仕活動を、円滑に実施するため、分団に班を置くことができる。

2. 班に、世話役としてつぎのものを置く。

班長 1人

連絡員 1人

3. 前項の班は、地域別又は奉仕活動の作業別によって編成する。

(団員の相互協力)

第19条 本団の奉仕活動に際しては、役員及び少数の団員に過重な負担がかからないよう、すべての団員が協力する。

(団員の加入)

第20条 本団に加入しようとするときは、分団長にその旨を申し込むものとする。

2. 分団長は、団員名簿に登録し、速やかにこれを委員長に報告するものとする。

(分団員名簿)

第21条 分団において、分団員名簿を作成し保存する。

分団長は、毎年団員名簿を委員長に提出する。

(登録)

第22条 本団は、4年毎に団並びに団員登録を更新するものとする。

2. 登録票は、2部作製し、正票を地区に、副票を団に保管する。

(脱退)

第23条 団員は、いつでも退団できる。

2. 団員が次の各号に該当するときはこれを除籍する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 他へ転出したとき
- (3) 長期奉仕活動に参加しなかったとき
- (4) 委員会において除籍の決定がなされたとき

(奉仕団の標識の着用)

第24条 団員は、奉仕活動に従事するときは、日本赤十字社の定める奉仕団の標識をつける。

(団員の表彰)

第25条 委員長は、日本赤十字社の定めるところにより、団員の功労が特に顕著であると認めるときは、表彰方について地区長に推薦する。

2. 前項による推薦を受理した地区長は、速やかに調査の上、これを支部長に申請するものとする。

(経費)

第26条 本団の経費は、支部、地区の交付金、団費その他の収入をもって支弁する。

(団費)

第27条 団費は、原則として徴収しない。但し、委員会において団費を徴収する必要を認めたときは、これを徴収することを妨げない。

(報告)

第28条 委員長は、次に掲げる事項を地区長に報告するものとする。

- (1) 団員の移動（その都度）
- (2) 奉仕活動の種別及び内容並びにこれに従事した団員の人数及び時間数
- (3) 委員会において決定された重要な事項（その都度）

第29条 地区長は、次に掲げる事項を速やかに支部長に報告するものとする。

- (1) 第6条の役員が選出されたとき
- (2) 前条第2号第3号の事項

第30条 委員長は、次に掲げる事項を団員に報告するものとする。

- (1) 前年度事業並びに収支決算
- (2) 事業計画並びに会計予算
- (3) 役員
- (4) その他奉仕団の運営に関する重要な事項

附則

1. この規約は、平成19年4月24日から施行する。
(合併に関わる関市赤十字奉仕団発足によるものとする)
2. 分団規約は別に定める。
3. その他奉仕団の運営に関し、別に規定を設けることができる。